

寛政期の秋田藩林政と藩政改革

芳賀和樹

はじめに

一 寛政期林政の背景

(一) 宝暦～天明期の凶作と耕地の荒廢

(二) 宝暦～天明期における森林資源の減少

二 「山林取立」・「産物取立」の推進

(一) 代官手代役の新任と「山林取立」の推進

(二) 漆木植栽の奨励と代官手代役

(三) 「産物取立」の推進と産物方の新設

(四) 「山林取立」・「産物取立」推進の目的

三 郡奉行による林政とその限界

(一) 郡奉行の新任と農政改革の基調

(二) 林取立役の新任と産物方の移管

(三) 郡奉行への林政集中

(四) 郡奉行による林政の限界

おわりに

はじめに

本稿の目的は、寛政期(一七八九～一八〇二)における秋田藩の林政を、当時進められていた藩政改革の諸政策と関連付けて説明することである。⁽¹⁾

六郡から成る秋田藩領(図1)は、上筋(仙北筋)と呼ばれる南部三郡と下筋と呼ばれる北部三郡に分けられ、藩の森林資源利用にも大きく三つの地域性があつた。そのうち上筋の山林では、雄物川中流域に広がる水田地帯を支えるために水源涵養機能が期待され、利用が極力制限された「水野目林」が設置された。⁽²⁾一方、下筋のうち米代川支流の大阿仁・小阿仁・小猿部川流域を中心とする山林では、「銅山掛山」と称される藩営林が設定されて、阿仁銅山向けの林産物、とりわけ「雑木」と呼ばれる落葉広葉樹を原料とした炭が大量に生産された。⁽³⁾また、銅山掛山を除く米代川流域の山林と男鹿山には「能代木山」と呼称される藩営林が広がり、史料上「青木」と記される針葉樹、特に良質な杉が豊富に生育していた。この能代木

このように、寛政期の秋田藩林政については、従来個々の事実が指摘されつつも、それらを一貫して藩政改革の諸政策と関連付けつつ検討した研究はみられない。そこで、本稿第一章では、寛政期林政の背景を、特に宝暦と天明期における凶作と耕地の荒廃、および森林資源の減少に着目して整理する。その上で第二章では、寛政期前半における林政の展開を、殖産政策と関連付けて明らかにする。続く第三章では、寛政七年における郡奉行の新任と、それに伴う林政の展開を検討し、加えて彼らによる林政の限界を指摘する。なお、分析に用いた主な史料については、適宜本文と註で説明した。⁽²⁵⁾

一 寛政期林政の背景

(一) 宝暦と天明期の凶作と耕地の荒廃

寛政期(一七八九―一八〇二)林政の背景を説明するためには、第一に宝暦と天明期(一七五二―一八九)に度重なった凶作と、それに伴う耕地の荒廃、第二に同時期における森林資源の減少について検討する必要がある。

まず、①「老農置土産」・②「老農見聞録」という二点の史料から、宝暦と天明期の凶作状況を確認したい。⁽²⁶⁾このうち①は、秋田郡七日市村の肝煎を勤めた長崎七左衛門が天明五年(一七八五)に著した農業技術書で、後半には宝暦と天明期の凶作経験を綴った「添日記」が付されている。⁽²⁷⁾また、②は同郡鷹巣村の肝煎を勤めた成田兵左衛門が、弘化三年(一八四六)に後代の参考となるよう、元禄と天保期(一六八八―一八四四)の凶作について記したものである。⁽²⁸⁾①・②の内容は個人の見解という性格が強く、作成

者の居住地も米代川中流域に偏在しているため、表現の強弱や地域的な差異を考慮する必要がある。しかし、在方の凶作状況を百姓自身が具体的に説明した史料として重要であろう。

はじめに、宝暦期の凶作について検討する。同三年は八月に霰が降ったため、稲・畑作物ともに実がこぼれ落ちてしまい、翌四年には「水魄」という虫の被害を受けた。同五年には五月の大洪水で田畑が押し流されるか、あるいは土砂に埋められ、水損のなかった場所では虫害を被り、「皆無の不作」になったという⁽¹⁾。洪水については、「田面海の如くに相成候」と表現されており⁽²⁾、広範にわたって被害をもたらした様子が窺われる。このように、宝暦期の凶作は、霰や大洪水、虫害を主因とした。

なお、虫害を原因とする不作は、以後毎年のように頻発した⁽¹⁾。特に、明和四年(一七六七)と安永二年(一七七三)の被害は大きかったようである⁽²⁾。ただし、油によって虫害を防除する方法を獲得・導入した⁽²⁹⁾ことに加え、宝暦五年の凶作に懲りて百姓らが身構えていたためか、渴命に及んだ者は少なかったという⁽¹⁾。

しかし、安永六年の凶作は事情が異なった。「幾年にも覚なき」大洪水によって、領内全域が少なからぬ被害を受けたのである⁽¹⁾。虫害は、農法の改良によって一定程度防ぐことができたが、洪水という自然災害から田畑を守ることは、百姓個々の努力では困難であった。

さらに、天明期の凶作について検討しよう。天明三年の凶作は「前代未聞の不熟」であり⁽¹⁾、山本郡は特に「悪作」であった。仙北筋の平野部では「半作」であったが、沢の奥や山麓周辺では「悪作」であった⁽¹⁾。この凶作の背景には、第一に強い東風の影響があった。長崎七左衛門は、「今年不絶東風吹、是か為の凶作也」とし⁽¹⁾、せめて八月の東風がなけ

れば「中の作」を期待できたものを、現実にはそうならなかったと嘆いている①。凶作の大きな原因を八月の強い東風に求めるのは②「老農見聞録」も同様であり、「田畑共大悪作」になったと記される。なお、①「老農置土産」によると、強風を受けても畑作物は「相応」の出来であったが、九月に霰が降ったために実がこぼれ落ちてしまい、こぼれ落ちなかった分も実入りが悪かったという。言及はないが、この霰は当然稲にも被害を与えたであろう。以上のように、天明三年の凶作は、強い東風の影響に霰が追い打ちをかけた結果であった。

こうした宝暦～天明期の凶作は、「無符人高」と呼ばれる手余り地の増大を促した。金森氏によると、宝暦五年の凶作を分岐点にして村々では離農が進行し、村高に占める無符人高の割合は、天明～寛政期にかけて増加傾向にあったという。また、金森氏は、平鹿郡浅舞村玄福寺住職の浄因が天明八年にまとめた「羽陽秋北水土録」を分析し、宝暦五年以降の「郷田」(村に預けられた手余り地)増大が原因となつて、天明期の凶作以降に荒廢田が増加したとする彼の認識を明らかにしている³⁰。当該時期における手余り地と荒廢田の実態については実証分析の蓄積が必要であろうが、右の指摘から、宝暦～天明期に度重なつた凶作が百姓の離農を促し、耕作の行き届かなくなつた手余り地が荒廢田へと転化した傾向は窺えよう。

(二) 宝暦～天明期における森林資源の減少

本節では、寛政期(二七八九～一八〇二)林政のもう一つの背景として、宝暦～天明期(二七五～一八九)における森林資源の減少を取り上げる。

まず、文化五年(一八〇八)十一月に、財用奉行木山方吟味役の賀藤清右

衛門が記した史料を検討しよう。本史料は「山林取立」(森林資源の育成)に關する九か条の献策書で、引用したのは第一条の冒頭に於たる。後年作成されたものではあるが、当該時期における森林資源の推移を示した史料は貴重であるため、分析する価値は高いと思われる。

〔史料一〕

一、木山御取立之義ハ、正徳三巳年格別被仰渡、草飼場之外深山・里山・野場無殘古林・新林御取立被成置、林役春秋廻山ハ勿論、杉・松種実取集村々へ相渡候様ニ相見得、①其後宝暦年中右御仕法ニ御本付村々へ格別被仰渡、山林御本方取担ニ被成置、片付吟味役も被仰付候得共、其節迄ハ何れ之御山処ニも青木夥敷有之、其村ニ居候而深山・奥沢杯ハ委敷存し不申程之事故、林役廻山致候而も多分植立林・郷林等吟味いたし、深山青木立之地所見分も不致、夫々申渡而已ニ而罷帰候由麓村老人共杯之嘶ニ御座候、②其砌より御財用御指支之ため運上山ニ被明置町人共へ被任置、沖出売買御免被成置候ため、永續之御備山一時ニ伐尽ニ相成候得共、下地夥敷有之青木故其所被所相応伐残も有之、小羽・材木夫々被指出候得共、自然ト小羽・材木共ニ価貴ク相成、③其上安永之末より天明年中迄、御城御普請御用川前出宜敷手近之処、郷林・符人林・寺社木共ニ大体御伐取被成置候ニ付、④随而材木・小羽払底ニ相成価愈高直ニ相成候ため、麓村山稼ニ馴候もの共競て入込、是より手遠之処彼より盜取自由売買致候ため、尽ルニ随而愈伐尽ニ相成候得共、前文申上候通林役人回山も因循致候姿ニ而深ク吟味も不致、於上格別御取立ト申義も無之処、林役人被止置、御代官手代役取担ニ被仰付、其後無間郡方取担ニ相成候(後略)

本史料によると、宝暦一一年に「山林取立」が奨励された頃までは、青木が「夥敷」あつた(傍線部①)。ところが、藩財政窮乏を背景に、町人から運上を徴収して、代わりに材木や小羽の伐出・売買を許可するようになる、「永統」利用すべき森林資源が短期間で「伐尽」になつた(傍線部②)。その上、安永→天明期(一七七二→八九)には、久保田城の普請用材が郷山・狩人山・寺社木から大量に伐出され(傍線部③)、この結果、材木・小羽が不足して値段が高騰した。すると、麓村の百姓らがこぞつて「盗取自由売買」したため、さらに「伐尽」が深刻になつたという(傍線部④)。以上から、宝暦→天明期には、主に(ア)運上徴収による抽出しの盛行と、(イ)久保田城普請用材の抽出し⁽³⁴⁾、(ウ)百姓らによる「盗取」の頻発、という三つの要因によつて森林資源が減少したことが窺われる。

次に、第二章以降の分析にあつて、右の要因のなかでも、特に(ウ)百姓らによる「盗取」の頻発について検討を深めておきたい。この百姓による「盗取」は、史料上「盗伐」などと記される場合もあるが、基本的に「徒」と呼称された(以下、「徒」と統一)。「徒」は、藩の許可を得ず、非合法的に遂行される伐木や皮剥ぎと定義できる。前掲史料1は、百姓らが「徒」に及んだ理由を材木・小羽値段の高騰に求めるが、そうであるならば、百姓らが金銭を得ようとした背景が問われなければならない。

そこで、この問いに答える手掛かりとして、第一に前節で検討した長崎七左衛門の「老農置土産⁽³⁵⁾」を取り上げる。そのなかで長崎は、「飢饉の年ハ糧品を煮ル故に、薪の心掛專要也、草飼の余地ある所ハ林を立置へき事也」と述べ、飢饉時には食糧になるものを充分に煮る必要があり、薪の準備が大切であるから、採草地に余裕があれば林を育成させるべきであると説いた。そして、「此年(天明三年)も林を持たる在所にてハ薪に不自由せ

す、又ハ御救のため拝領して売し故、多分の助に成りしなり」と記し、林を育成していた村は薪に不自由せず、さらには林を「御救」として拝領し、販売することで金銭を取得でき助かつたと主張した。こうした村々は、取得した金銭で食糧を購入したのである。

第二の手掛かりとして、時代は下るが、文化九年七月七日に発覚した秋田郡奥見内沢における「徒」の一件を参照する。本一件で「徒」に及んだ七日市村支郷白沢村の善九郎は、取り調べにあたり「家内六人ニ而飯料へ迫り、みつ・落も取尽し、外ニ飯料歳覚可致様無之徒仕候⁽³⁶⁾」と弁明した。みづ・落などの山菜を取り尽くした善九郎は、「徒」で取得した材木を売却し、得られた金銭で食糧を購入しようとしたと考えられる。

以上を踏まえると、当該時期に「徒」が頻発するようになった理由の一つには、飢饉に瀕した百姓らが、値段の高騰していた材木・小羽を取得し、食糧を購入するための金銭に替えようとしたことがあつたと考えられる。

二 「山林取立」・「産物取立」の推進

(一) 代官手代役の新任と「山林取立」の推進

寛政期(二七八九→一八〇二)になると、前章第二節で明らかにした森林資源の減少に対して、藩は「山林取立」政策に積極的に取り組んだ。本章では、この「山林取立」がどのように推進されたのかを、寛政期前半に焦点をあてて解明する。まず、本節では同元年九月における代官手代役の新任について検討したい。

はじめに、翌一〇月四日に、藩から「御所持」すなわち所預⁽³⁷⁾へ出された

表1 寛政6年(1794)2月時点における「扱」の区分と代官・代官手代役名

郡名	「扱」の区分		代官名	代官手代役名
	村数 (うち親郷数)	当高(単位:石)		
山本	39 (5)	13,462.571	綿引勇藏	三森甚兵衛
	39 (6)	15,564.981	橋本甚之丞	長井新右衛門
秋田	30 (3)	12,677.448	高久彦右衛門	戸沢作兵衛
	49 (1)	11,567.562	片岡三郎右衛門	舟坂伊兵衛
	38 (4)	12,899.077	山崎甚五兵衛	信太左助・渡部市三郎
	40 (2)	11,903.855	大森弾右衛門	須田市十郎
	43 (4)	12,908.812	岩屋久兵衛	蟹沢源太郎
	58 (5)	9,013.338	池田宇一左衛門	寺内文治
	39 (3)	8,881.078	田崎助之丞	芳賀清助
河辺	30 (2)	9,607.679	大越小助	芳賀源右衛門
	27 (2)	9,102.271	小野岡九左衛門	小柳伝右衛門
仙北	32 (3)	17,890.712	熊谷惣助	石川惣七郎
	28 (5)	14,756.322	森田仁右衛門(→岩屋清兵衛)	大和田宇吉(→川井定之進)
	44 (4)	17,114.736	片岡庄左衛門	高島軍藏
	43 (4)	14,020.934	田中久左衛門	飯塚彦右衛門(→嶋田惣左衛門)
	27 (3)	17,602.714	塙正吉(→桜田三郎左衛門)	皆川早太
平鹿	32 (4)	18,677.392	大槻茂左衛門	御代善左衛門
	46 (4)	18,360.727	宇留野源七	仁平治右衛門
	35 (2)	19,250.444	安藤多郎右衛門	瀬谷久右衛門
雄勝	29 (2)	14,399.722	土屋吉藏	斉藤治左衛門
	38 (3)	17,166.551	長崎四郎兵衛	高橋多門
	22 (2)	15,978.813	鈴木藤三郎	国安小左衛門
合計	808(73)	312,807.739	—	—

出典：「六郡惣高村附帳 但仙北三郡」(秋田県公文書館蔵、史料番号：県A-27-2)、「六郡惣高村附帳 但下三郡」(秋田県公文書館蔵、史料番号：県A-27-1)より作成。両史料は、秋田県編『秋田県史』資料、近世編下(秋田県、1963年)406～474頁所収。

註：丸括弧内には、付された張紙に記載されている人名を示した。彼らは、後任となった代官・代官手代役と考えられる。

通達を引用する。本史料によると、「此度御改正ニ付林取立役被相止、山林取立之義迄御代官江被任置候付、右手代役被仰付、扱切追々役所建立、手代役壱人宛相詰、御代官同様に諸事取扱被仰付候間、此旨被仰知候⁽³⁸⁾」とあり、藩は従来財用奉行木山方に属して「山林取立」を担当してきた林取立役を「御改正」と称して廃止し、「山林取立」に関する実務を代官へ移管して、その代官の下に代官手代役を新規に任命した。この代官手代役は、「扱」ごとに設置予定の役所へ一人ずつ詰めて、「山林取立」だけでなく、代官「同様」に職務を遂行するよう定められた。⁽³⁹⁾

この「扱」という語は、代官の管轄区域を指す。表1には、寛政6年時点における「扱」の区分と、各代官・代官手代役を一覧した⁽⁴⁰⁾。本表によると、領内は二二の「扱」に区分され、二二人の代官と二三人の代官手代役が職務を遂行していた。また、「扱」の区分は郡域を越えず、一〜六か村の親郷とその寄郷⁽⁴¹⁾によって構成されていた。「扱」ごとの村数は二二〜五八か村、村高は約九〇〇〜一万九〇〇石と大きな幅があり、地形や広狭はもちろん、流通・市場圏などによる村々の結合関係などをも踏まえた区分であったと推察される。

次に、藩がこうした「扱」ごとに代官手代役を新任し、「山林取立」の実務を移管した目的を、「木山方以来寛政二に所収される「寛政元酉年、御代官手代被仰付候御被仰渡ヶ条⁽⁴³⁾」から検討する。本史料によると、「近年諸山伐尽⁽⁴⁴⁾」になったため、「此末植立、伐取候ハ、跡植継候様ニ可被申渡候」とあり、今後は植栽した苗木が成木し、それを伐採した場合には、その跡地へ再度植

林をするよう村々へ命じることが代官と代官手代役に求められた。また、続けて「別而親郷へ者手代役被居置候、空地有之村々江植立可申含候」と記され、特に親郷へは代官手代役を滞在させるので、「空地」のある村々へ植栽を説諭するよう定められた。⁽⁴⁶⁾

以上から、寛政元年九月の代官手代役新任は、森林資源の減少を受けた藩が、彼らを「扱」ごとの役所に配置し、さらには親郷へも滞在させることで、より村方に密着した「山林取立」の推進を図つたものと考えられる。ただし、後述するように、代官手代役はあくまで財用奉行木山方の指示を受けて「山林取立」に取り組んだ。

(二) 漆木植栽の奨励と代官手代役

寛政期(一七八九―一八〇二)前半には、「山林取立」のほか、漆木の「取立」(植栽)も推進された。漆木の「取立」は、既に天明七年(一七八七)に「六郡一統」の漆方関係職務が能代奉行の佐々木伝五郎に一任され、佐々木の下に編成された漆苗木取立方の担当役人によって苗木の育成と頒布が進められるようになっていた。⁽⁴⁷⁾ こうしたなか、寛政二年二月には、九代藩主佐竹義和の「御自筆」という形式で、漆木の植栽が改めて奨励された。この「御自筆」の内容は、当該時期における「山林取立」との関連でも重要なので、左に引用して検討したい。

〔史料2〕

① 漆木之義者

徳雲院様(三代藩主佐竹義処)格別之思召を以植立被 仰出以来、御代々御引継被仰出候次第も有之候得共、尺々敷取立ニも相至兼候ニ付、去

寛政期の秋田藩林政と藩政改革

末年(天明七年)中格別之仕法相立、能代奉行へ申渡并鄉村奉行へ其節申含候通、右仕法ハ猶以永久相改間敷候、(中略)②將又去年中(寛政元年)より林役も相止、代官取担ニ申付、手代役をも申付候事ニ候間、③右之者共へ能々申含、心を用ひ候而、百姓共へ者家々ニ諭し、戸々ニ説候程ニも致候而、疑惑無之、專ニ取立、往々余勢を以荒廢之田地取立候一端ニも致候義、專要之事ニ候也

二月⁽⁴⁸⁾

右の「御自筆」は、寛政元年に評定奉行へと進んだ佐々木伝五郎から、代官の武藤久左衛門に対して「拝見」するよう命じられたものである。⁽⁴⁹⁾ 本史料によると、漆木の植栽は三代藩主義処の代から奨励されてきたが、順調に進展しないので、天明七年に「格別」の仕法を定めた(傍線部①)。一方で、寛政元年には林取立役を廃止し、その実務を代官に移管して代官手代役を新任した(傍線部②)。そこで、代官手代役にも充分に申し含め、百姓に説諭して漆木を植栽させ、その「余勢」すなわち恵みをもって「荒廢之田地」を復興させることが専要であると主張された(傍線部③)。

このように、漆木植栽の奨励は、宝暦(天明期(一七五―一八九)の凶作に伴う荒廢田の復興という理由から推進された。藩は、漆方の担当役人に加えて、代官手代役にも漆木の植栽奨励を担当させ、より村方に密着した漆木の「取立」を推進しようとしたと考えられる。

(三) 「産物取立」の推進と産物方の新設

漆木植栽の奨励は、その後、漆木だけに限定しない諸産物の育成、すなわち「産物取立」へと繋がった。まず、寛政三年(一七九二)になると、評

定奉行の佐々木伝五郎と財用奉行の瀬谷五郎右衛門が、「六郡産物御取立方」の担当に命じられた。⁽⁵⁰⁾

次いで翌四年一〇月には、諸産物取担として佐々木と瀬谷、取次役として伊藤平兵衛と梅村多沖、御蔵元として能代町の佐々木長吉が任命され、諸産物関係の御用が彼ら産物方へ「一と手」に纏められたことが周知された。⁽⁵¹⁾ その上で、「此度より漆木をはじめ、諸産物取立一統江被仰渡候間、存寄之有之者者、右役江可申出候」とあり、漆木をはじめとする諸産物の「取立」を領内へ命じるので、提案のある者は申し出るよう求められた。また、「桑・楮・藍・蚕之類」を育成しても、方法に「不案内」では「損益」に關わるため、今後は「紙漉」も含めて、産物方支配人の石川瀧右衛門に方(52)法を尋ねることが村々に勧められた。なお、「桑・楮・杉苗」は追々藩から支給するので、「願之者」がいれば申し出るように定められた。⁽⁵³⁾ 以上のように、寛政四年には諸産物に關する御用が佐々木・瀬谷らに取り纏められ、諸産物の「取立」が組織的に推進されるようになった。

さらに、同六年四月には、代官手代役に対して「林取担之儀各江被仰付、木山方江相窺相勤来候得共、此末杉・雜木取立申候儀、産物方江被仰付候間、右ニ相預り候御用筋之儀ハ同所江被相窺可(54)差(54)図候」と通達された。右によると、従来代官手代役は、財用奉行木山方の指示を受けて職務を遂行していた。しかし、杉や雜木の「取立」に關する職務が木山方から産物方へ移管されたので、以降は産物方に指示を仰ぐよう定められた。⁽⁵⁵⁾ このように、代官手代役による「山林取立」は、寛政四年から産物方による「産物取立」に組み込まれ、組織的に推進されるようになったのである。

(四) 「山林取立」・「産物取立」推進の目的

それでは、「山林取立」を含み込んだ「産物取立」は、どのような目的で推進されたのであろうか。この点を検討するため、寛政六年(一七九四)四月に代官へ通達された書付を引用する。

〔史料3〕

一、①六郡荒廢之田地不少儀者、自然村々相衰ひ、田畑手入茂不行届故と相見得候ニ付、農業之いとま、空地江者土地相応の産物をも取立、右余勢を以田地手入も行届候様にとの

御本志ハ打重被仰渡候通候、②然るに多人数之内ニハ心得違、是迄穀物等作致候畑地江も益・不益を考候而、益筋有之候得者穀物をも相止、外産物等取立候者も有之様ニ粗相聞得候、万一右躰之者有之候而ハ甚不届之儀ニ候間、能々吟味遂置、是迄穀物取立候畑地江外産物取立之儀賢く可被相禁候、新発之畑たりとも可成たけ者穀物取立可申、③尤空地有之候村方江者、農業之いとまにハ杉・漆・桑を始(56)藍・楮等も可成たけハ取立候様可被致候、畢竟産物御取立之儀ハ、農業のいとまに可致儀勿論之処、益・不益を考ひ、産物江而已取懸、穀物作候儀相怠候而者甚以

御本志ニ相戻候事に候間、意得違無之様嚴ニ可被申論候

四月⁽⁵⁶⁾

本史料によると、藩は領内に「荒廢之田地」が少なくないのは、村々が疲弊して田地の手入れが行き届かないからであると考えていた。そこで、農業の合間に「空地」へ土地相応の産物を取り立てさせ、この「余勢」を

もつて村方の相続を援助し、田地を充分に手入れさせようとした(傍線部①)。しかし、穀物を作付けしていた畑であつても諸産物を育成する者がいるので、以後このようなことがないよう吟味を徹底することが定められた(傍線部②)。ただし、「空地」がある村では、農業の合間に杉・漆・桑をはじめ藍や楮などを可能な限り取り立てるよう命じられた(傍線部③)。

以上のように、「山林取立」を含み込んだ「産物取立」は、藩にとつて、あくまで食糧生産のための稲作や畑作の合間に、「空地」などを対象にして推進されるべきものであつた。そして、その「余勢」をもつて村方の相続と耕地を維持し、あるいは荒廢田を復興させることが、「山林取立」を含む「産物取立」の目的であつた。⁽⁵⁷⁾ただし、藩はこのように同様の目的・論法をもつて「山林取立」と狭義の「産物取立」を奨励したのであるが、両者には大きな質の相違があつた点に留意する必要がある。狭義の「産物取立」(漆木や桑などの育成)は植栽後比較的短期間で「余勢」を生むが、これに対して「山林取立」(杉などの育成)は、少なくとも数十年という長期間を経過しなければ「余勢」を獲得できない。したがつて、村方の相続と耕地を維持し、荒廢田を復興させようとする藩の政策的意図を考慮した場合、「山林取立」は実践的な施策であつたとは考えにくい。ここに、寛政期前半における「山林取立」政策の限界があつた。

三 郡奉行による林政とその限界

(一) 郡奉行の新任と農政改革の基調

「山林取立」の「余勢」で村方の相続と耕地を維持し、荒廢田を復興さ

寛政期の秋田藩林政と藩政改革

せようとする寛政期(二七八九〜一八〇二)林政の方向性は、同七年における郡奉行の新任によつて、より明確に示された。本章では、この郡奉行任命にはじまる農政改革の基調を金森氏の研究に学んで整理し、その上で郡奉行担当期の林政について考察したい。

まず、寛政七年九月八日に、九代藩主佐竹義和から「御自筆」という形式で出された郡奉行への通達を引用し、郡奉行任命の目的を検討する。

〔史料4〕

①今般格別之存慮を以古来ニ被相復、郡奉行建置候、依之其方共郡奉行申付、六郡江老人宛居置、代官共者直々属役ニ申付、②一郡限郷村取扱之儀者悉皆相任候事ニ候間、第一下之疾苦・勞煩を相省、百姓共之孝弟・忠信之風に移り、農業を相励、質朴を相守、身之程を存候而日夜無怠様導致候儀專要に可致取扱候、③尤一郡限田畑をはしめ其公地山林川沢、財用奉行取担候木山方之外悉任置候事ニ候間、④第一高之荒廢無之追々開発相増候様精々遂吟味、猶其村々相応之諸産物も田畑守護之利益ニ相成、尤国益ニも可相成思ひ候ハ、能々遂吟味取立候様ニ可取計候、尤漆木之義者兼而申渡候通益繁榮致候様ニ可致候、其他惣して郡村へ相預候義者尽相任候、重き存慮を以其方共申付候条、能々相心得念入可相勤候、猶勤形之儀者委曲年寄共可申達もの也
九月⁽⁵⁸⁾

本史料によると、藩は「古来」に復して郡奉行の設置を決定し、一郡に一人ずつ合計六人の郡奉行を任命して、代官をその属役に命じた(傍線部①)。この郡奉行の基本職務は、村落を支配して「疾苦・勞煩」を取り除き、百姓らを教導することであつた(傍線部②)。また、郡奉行には田畑や川沢、財用奉行木山方所管以外の山林を含めた「公地」の支配が一郡ごと

に任された(傍線部③)。これにより、第一に田畑の荒廃を防ぎ、さらには「田畑守護之利益」と「国益」になるよう、漆木をはじめとする諸産物の「取立」を奨励することが期待された(傍線部④)。

こうした郡奉行任命にはじまる一連の農政改革は画期的内容を多分に含んでいたが、それらのうち、以下では郡奉行担当期の林政を検討するのに重要な次の三点を特に取り上げ、簡潔に整理しておく。

一点目は、郡奉行の藩政機構における位置付けである。先述の「御自筆」が出された寛政七年九月八日には、大森六郎左衛門(山本郡担当)・金宇平治(秋田郡担当)・諸橋文太夫(仙北郡担当)・今泉三右衛門(平鹿郡担当)・軽部剛太(雄勝郡担当)の五人が、郡奉行に新任された。翌一〇月二五日には、遅れて岡谷兵馬(河辺郡担当)が加わっている。⁽⁵⁹⁾金森氏によると、彼らはいずれも評定奉行との兼帯を命じられていた。評定奉行は寛政元年に創設された役職で、政治に関する事項の一切を審議・検討するものとされ、実務遂行上最も重要性が高い役職であった⁽⁶⁰⁾。また、藩は後に代官を罷免して郡方吟味役を任命し、その下に郡方見廻役と郡方足軽を配置するなど、郡方の役人を整備していった。⁽⁶¹⁾このように、藩は郡奉行を当該時期における藩政の中枢に配置し、その下に郡方の役人を整備することで、続く一連の農政改革を強力に推進しようとしたと考えられる。

二点目は、村方の相続や耕地の維持が図られたことである。金森氏によると、藩は郡方の役人を通じて「御撫育料」を百姓へ与え、出産・育児や捨子養育を支援したほか、疫病流行の際には村々へ薬を支給した。また、凶作に備えて百姓から米穀を供出させ、郡方で貯蓄するという「郡方御備米」政策も実施された。さらに、郡方の役人らは村々を巡り、苗代の管理や田植えの時期など、農作業についても具体的に指示したという。⁽⁶²⁾

三点目は、評定奉行を兼帯する郡奉行に「田畑守護之利益」となるよう、山林を含む諸産物の「取立」奨励が求められたことである。その実行のため、田畑だけでなく、財用奉行木山方所管以外の山林までもが、郡奉行の支配下に移された。これにより、「山林取立」の「余勢」で村方の相続と耕地を維持し、荒廃田を復興させようとする寛政期林政の方向性は、より明確に示されたといえる。なお、当該時期の財用奉行木山方は、御直山と御新方の支配山、能代木山といった藩営林のほとんどを管掌していたため、⁽⁶³⁾郡奉行の具体的な管轄は、それら以外の村持ち林(郷林)や百姓持ち林(符人林)などであったと考えられる。⁽⁶⁴⁾

(二) 林取立役の新任と産物方の移管

郡奉行に山林を含む諸産物の「取立」奨励を求め、彼らの支配下に財用奉行木山方所管以外の山林を移管したことに伴い、藩は郡奉行任命直後の寛政七年(一七九五)九月一三日、表2に示すように林取立役を一郡ごとに新任した。本節では、この林取立役新任の目的を明らかにする。

まず、同晦日に評定奉行らが林取立役に示した「勤形」を検討したい。⁽⁶⁵⁾これによると、「山林・諸産物之義、其土地相応之品取立、且是迄有来候諸産物共取計迄方、郡奉行へ悉皆被相任候」とあり、山林・諸産物の「取立」と、従来育成されてきた諸産物の扱いが郡奉行に命じられた。そのため、郡方物書(書類作成担当)との兼帯で林取立役が任命され、「一郡限り其手(郡奉行)ニ相属し候而、諸事得指図可被相勤候」と、郡奉行の指示を受けて職務を遂行するよう求められた。この林取立役の職務については、「御国益」となるよう「山林・諸産物取立」を取り計らうことが「専要」

表2 寛政7年(1795)9月時点の林取立役

担当郡名	林取立役名	代官手代役を勤めていた郡名
山本	蟹沢源太郎 永井新右衛門	秋田 山本
秋田	瀬谷久右衛門 信太左助 篤田惣左衛門	平鹿 秋田 仙北
河辺	国安小左衛門 仁平治右衛門	雄勝 平鹿
仙北	高畑軍蔵 寺内文治	仙北 秋田
平鹿	戸沢作兵衛 石川惣七郎 御代善左衛門	秋田 仙北 平鹿
雄勝	渡部市三郎 皆川早太	秋田 仙北

出典：「御用留書」（秋田県公文書館蔵、史料番号：県A-138）、表1より作成。

註：国安・仁平のみ9月29日、それ以外は9月13日に任命された。なお、表1と人名表記の異なる者がいるが、同一人物と判断した。

であると定められた。このように、林取立役は第一に「山林取立」と「産物取立」を推進すべく新任された。

なお、林取立役の任命について特に重要なのは、彼ら全員が代官手代役を勤めていた者から選抜された点である。⁽⁶⁶⁾前掲表2には、各林取立役が寛政六年の時点で代官手代役を勤めていた郡名も示した。前章で明らかにしたように、同元年に設置された代官手代役は、代官の下で「山林取立」を推進すべき役職であった。藩は、郡奉行に山林を含む諸産物の「取立」を命じるにあたって、この代官手代役に引き続き実務を担当させるのではなく、その代官手代役から林取立役を新規に選任し、直接郡奉行の指示を受けるよう定めたのである。ここからは、評定奉行を兼帯する郡奉行の強力な指導下で、彼らの実務経験を活用しつつ、山林を含む諸産物の「取立」を推進しようとした藩の意図が窺われる。⁽⁶⁷⁾

なお、寛政七年九月における郡奉行新任時点では、「産物取立」の担当組織として、同四年設置の産物方が併存していた。こうした状況は、翌八

年九月一六日に「此度産物方役所被相止、金卯平次江兼帯勤ニ被仰付、同人支配之林役江産物方取次役兼帯被仰付、右御用向ハ於卯平治宅取扱候事ニ被仰付候⁽⁶⁸⁾」と領内へ周知されたように、産物方役所が廃止され、産物方の職務が郡奉行金卯平治の兼帯となったことで解消された。これに伴い、金支配下の林取立役は、産物方取次役の兼帯を命じられ、産物方の御用は金の居宅で取り扱うよう定められた。⁽⁶⁹⁾

このように、寛政八年には郡奉行に産物方の職務が移管・統合され、林取立役を中心に、「山林取立」と「産物取立」が連動しつつ推進されるようになったのである。

(三) 郡奉行への林政集中

さらに、寛政九年(一七九七)以降には、領内山林のほとんどが、郡奉行の支配下に集約されていった。この点は、既に岩崎氏によって解明されているが、寛政期の林政のなかでも特に重要な施策であるため、同二月に林取立役へ通達された書付の一部から、その目的を改めて検討しておく。⁽⁷⁰⁾

〔史料5〕

此度格別之御吟味を以、六郡悉皆拙者共支配山ニ被相任、各取担ニ先頃被仰渡、被相心得候通ニ有之候、右之通一手ニ被相纏候重キ

思召形者、村々勞煩悉ク被相省、諸山盛ニ相成候様可被成置御主意ニ候間、各出精被致、一郡限り諸山取立候様専要ニ可被相心得、且斯被相任候上、万一村々徒伐等有之候而者不容易事ニ候間、綿密ニ吟味被相遂可申候⁽⁷¹⁾

本史料によると、今回藩が郡奉行に「六郡悉皆」の山林支配を「一手」に委任した背景には、村々の「労煩」を省き、山林を繁茂させようとする意図があった。そこで、林取立役は、一郡ごとの「諸山取立」に尽力するよう求められ、当時頻発していた「徒」が起らないよう吟味を徹底することも命じられた。

ただし、「六郡悉皆」とあるものの、寛政九年二月の時点で実際に郡奉行へ移管されたのは、財用奉行木山方が管掌していた御直山と御薪方の支配山および能代木山、境目奉行が支配していた御境山の一部であった。⁽⁷²⁾ 残る銅山掛山については、銅山奉行の強硬な反対があったために遅れ、郡奉行へ移管されたのは同一一年であった。⁽⁷³⁾

以上のように、寛政一二年には、村落の「疾苦・労煩」を取り除き、「田畑守護之利益」と「国益」になるよう山林を含む諸産物の「取立」を奨励すべく設置された郡奉行の支配下に、領内山林のほとんどが移管・集約されたのである。

(四) 郡奉行による林政の限界

ところが、こうした郡奉行による林政は、一方で種々の問題を生じさせた。本節では、第一章でも取り上げた、財用奉行木山方吟味役賀藤清右衛門の「山林取立」に関する献策書を糸口にして、寛政期(一七八九—一八〇二)林政の限界を明らかにする。

本史料によると、「杣入等ハ郡限ニ御取扱被成、或ハ 公山之青木春農御助成ニ被明下、一統之御取扱ニ無之、仙北・川辺杯ハ御山守被止置村方見継等ニ被仰付候」とあり、郡奉行が林政を担当していた時期には杣出し

が一郡ごとに実施され、「公山」の青木が村々の助成として下付された。

また、仙北・河辺郡などでは御山守が廃止され、藩営林の保護は村方の「見継(監督)に依拠したという。こうした状況に対し、賀藤は「乍恐山林御取立ト申御主意一ト通三而、永統之御指考ひ無之哉ニ奉存候、扱又在々ハさし置 御城下家作之事ニ仕候得ハ、多分陰売買之小羽・材木ニ而弁シ罷有候」と述べ、郡方による林政は「永統」利用について熟慮していなかったと非難し、献策書を提出した文化五年(一八〇八)には、「徒」による材木・小羽の「陰売買」が頻発していることを主張した。このように、郡奉行による林政は、主に(ア)杣出しのあり方、(イ)「春農御助成」としての藩営林の利用制限緩和、(ウ)御山守廃止による「徒」の頻発という点で問題となり、結果として森林資源の減少が進行したというのである。

このうち、一点目の(ア)杣出しのあり方については、文政三年(一八二〇)に同じく木山方の役人が「郡方担中杯ハ郡限り之御取扱故、番山繰御取調等絶而無之儀者、後害之一端トも相成⁽⁷⁶⁾」と記録しており、郡奉行による林政は「郡限り」の取り扱いであったため、郡域を越える番山繰計画が立案されず、弊害が生じたと指摘している。また、特に能代木山については、文化七年の史料に「御利益有之様ニ取扱候ニ付、杣入之場処、何れ逆も押伐ニ相成、盛木尺取不申事ニ相聞得申候⁽⁷⁶⁾」とあり、郡奉行が利益を追求した短期的な杣出しを実施したため、伐跡地で成木がはかどらなかつたことが知られる。⁽⁷⁷⁾

二点目の(イ)「春農御助成」としての藩営林の利用制限緩和は、郡奉行による林政の基調と深く関わる内容である。郡奉行による林政は、森林資源の育成によって「田畑守護之利益」を生むことを目的にしていたが、森林資源の育成には長期間を要するため、速効性はなかつた。こうした根本

的問題への対応として、藩は藩営林の既存の森林資源を、大量に村方に下付したのであろう。ただし、御山守廃止によって「徒」が頻発した点を考慮すると、これらの下付は村方の需要を充足し得なかったと推察される。

三点目の(ウ)御山守廃止による「徒」の頻発については、さらに時代は下るが、天保三年(二八三三)の史料に「郡方担中御山守御扶持引上、郡方備へ入置、村見継等ニいたし、且取扱之役々も外用繁ク容易ニ回山無之ため、非常之徒伐ニ而御山処散乱いたし」とあるのが参考になる。本史料によると、当該時期には御山守を廃止し、その扶持を郡方の財源にして、藩営林の保護は村方の「見継」に依拠した。さらに、「取扱之役々」も職務繁忙で廻山を徹底できなかったため、「徒」が頻発したという。ここからは、御山守の廃止には、藩財政窮乏のなかで郡方の財源を捻出する目的があつたと推測される。また、「取扱之役々」とは、主に林取立役を指すと考えられる。この林取立役は、任命当初から物書を兼帯していたため、廻山に専念することはできなかったであろう。加えて、享和元年(二八〇二)八月二日には林取立役が廃止され、「山林取立」については一時検地役が担当することになった。⁽⁷⁹⁾同三年一〇月には、再び林取立役が任命されたものの、郡方見廻役の兼帯であつた。⁽⁸⁰⁾御山守の廃止に加え、「山林取立」の実務を遂行した林取立役が他職の兼帯であつたり、廃止されたりしたことが、「徒」の頻発を促したと考えられる。

以上のように、郡奉行による林政は、村方の相続および耕地の維持と、森林資源の密接な結び付きを明確に認識し、「山林取立」の「余勢」によって「田畑守護」を図った点で重要である。しかし、そもそも「山林取立」は、その成果が上がるまでに少なくとも数十年という長期間を要するため「田畑守護」という目的達成のためには実践的ではなく、その間右に

挙げたような問題で、既存の森林資源を減少させた。その結果、早くも享和二年以降、郡奉行は順次山林の支配から解任されていった。⁽⁸¹⁾

ここで着目したいのは、領内山林のなかでも、能代木山と銅山掛山が享和二年にいち早く郡奉行の支配から外れたのに対し、上筋を中心とする山林が文化二年まで引き続き郡奉行支配下にあつた点である。このように、郡奉行による林政が、上筋を中心とする山林よりも能代木山と銅山掛山で約三年早く停止された背景には、後者の山林が領内でもとりわけ良質で豊富な森林資源を有しており、長期にわたって林産物生産を継続してきたことがあつたと考えられる。農業経営と異なつて、森林経営には超長期的視野が不可欠であり、たとえ良質で豊富な森林資源に恵まれていたとしても、眼前の利益を求めた短期的な伐出を進めれば、森林資源はいきおい減少してしまう。農政担当である郡奉行では、それまでの超長期的視野に立つた能代木山や銅山掛山の森林経営を、充分に継承・遂行できなかったと考えられる。

おわりに

本稿は、寛政期(二七八九〜一八〇二)における秋田藩の林政を、当時進められていた藩政改革の諸政策と関連付けつつ検討してきた。

宝暦〜天明期(一七五一〜一八〇二)には凶作が度重なり、その影響で手余り地と荒廃田が増加した。一方で、当該時期には主に(ア)運上徴収による町人抽出の盛行と、(イ)久保田城普請用材の抽出し、(ウ)百姓らによる「徒」の頻発という三つの要因により、森林資源も減少した。

そこで、寛政期になると、藩は「山林取立」の実務を新規任命した代官

手代役に移管し、より村方に密着した形で森林資源の保護・育成を図るようになった。この「山林取立」は、漆木の植栽をはじめとする「産物取立」とも密接に関わりながら遂行され、その「余勢」をもって村方の相続と耕地を維持し、荒廢田を復興させることを目的とした。ただし、狭義の「産物取立」が比較的短期間で「余勢」を生むのに対し、「山林取立」は少なくとも数十年という長期間を経過しなければ、「余勢」を獲得できない。藩は同様の論法をもって「山林取立」と狭義の「産物取立」を奨励したのであるが、その政策的意図を考慮すれば、「山林取立」は実践的な施策であったとは考えにくく、ここに当該時期における「山林取立」政策の限界があったといえる。

同七年には、村落を支配して「疾苦・勞煩」を取り除き、百姓らを教導することを旨して郡奉行が新規任命された。彼らには、田畑の荒廢を防ぎ、「田畑守護之利益」と「国益」になるよう、漆木をはじめとする諸産物の「取立」を奨励することも期待された。その実行のため、田畑だけでなく、財用奉行木山方所管以外の山林までもが、郡奉行の支配下に移された。また、郡奉行の指導下で山林を含む諸産物の「取立」を推進すべく、林取立役が郡方物書兼帯で新任された。彼ら林取立役は、全員代官手代役経験者から選任されており、藩は彼らの実務経験を活用しようとしたと考えられる。

さらに、同九年から同一一年にかけては、領内林政のほとんどが郡奉行の支配下へと移管・集約された。「山林取立」の「余勢」で村方の相続と耕地を維持し、荒廢田を復興させようとする寛政期林政の方向性は、同七年における郡奉行の任命と、同一一年にかけての郡奉行への林政集中によって、より明確に示されたといえよう。このように、郡奉行による林政

は、村方の相続と森林資源の密接な結び付きを明確に認識し、「山林取立」によって荒廢田の復興と森林資源の回復を図ろうとした点で重要であった。

しかし、こうした郡方による林政は、(ア)抽出のあり方、(イ)「春農御助成」としての藩営林の利用制限緩和、(ウ)御山守廢止による「徒」の頻発という点で問題となった。そもそも「山林取立」は、その成果が上がるまでに少なくとも数十年という長期間を要するため実践的ではなく、この間右に挙げたような問題で、既存の森林資源が減少したのである。その結果、早くも享和二年以降、郡奉行は順次山林の支配から解任された。

以上を経た文化二年(一八〇五)には、財用奉行木山方によって林政改革が開始される⁽⁸²⁾。本稿の最後に、文化期にはじまる林政改革と寛政期林政の関係について、若干の展望を示しておこう。

従来、この文化期にはじまる林政改革は、主に「藩の林政に対する基本的態度・発想の転換」⁽⁸³⁾の所産とされ、寛政期林政との差異が強調されてきた。その主要な論拠は、藩が財源としての山林の重要性を主張した点⁽⁸⁴⁾にあり、筆者もこの事実を否定する立場にはない。

しかし、林政改革開始直後の文化二年、木山方が林政の基本方針を論じた史料には、「山林伐尽に相成候而者、田畑之荒廢、村居之衰ひ而已ならず、急水之變、旱魃之憂、川形之變地等ニ至候而者全く山林伐尽より相生、并材木薪炭価之昂低、御國中一統ニ相係り一ツとして不輕事ニ候」⁽⁸⁵⁾とあり、森林資源の減少が誘発する事象として、洪水や旱魃などとともに、田畑の荒廢や村方の衰退が挙げられている。また、同八年に植林を奨励すべく、郡方・木山方・産物方に宛てて出された藩主「御直書」⁽⁸⁶⁾では、森林資源の「伐尽」が「民力之窮候基」であると問題視された。さらに、この「御直

書」に付随する木山方宛ての家老の書付では、「山林之義ハ田地に引次村方盛衰ニ相関り、至而大切之事⁽⁸⁷⁾」と、山林が村方の盛衰を左右する重要なものであることが説かれている。

これらを踏まえると、文化期にはじまる林政改革は、一概に「藩の林政に対する基本的態度・発想の転換」の所産と評価できず、そこに寛政期林政の方向性を継承する側面を窺うことも可能であろう。こうした寛政期林政と文化期にはじまる林政改革の関係については今後の課題としたい。

註

(1) 本稿は二〇一〇～二〇一三年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究課題「東北地方における地域資源の管理・利用に関する社会史的研究―『国有林史料』を中心に(研究代表者・筑波大学生命環境系加藤衛)の研究」の一部である。

(2) 秋田藩の水野目林については、遠藤安太郎編『日本山林史』保護林篇上(日本山林史刊行会、一九三四年)七一九～七三〇頁、遠藤安太郎編『山林史上より観たる東北文化之研究』(日本山林史研究会、一九三八年)一二五～一三五頁、村井英夫『秋田藩林野史研究序説』(村井英夫、一九五九年)二七～三〇頁、秋田県編『秋田県史』第二巻、近世編上(秋田県、一九六四年)四八五～四八九頁が重要である。なお、芳賀和樹「水土保全の施策」(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』東京堂出版、二〇一二年)一二六～一二八頁では、これらの研究を元にして秋田藩の水野目林について若干の解説を加えている。

(3) 銅山掛山については、芳賀和樹「近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産―直釜の構造とその変容―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四五号、二〇一一年)、同「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画―天保一四年炭番山繰を中心に―」(『林業経済』七五六、二〇一一年)、同「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産―近世後期の請負生産と森林資源の持続的利用技術―」(河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像』岩田書院、二〇一三年)などを参照。

(4) 材木は丸太材や角材などのことで、小羽は屋根葺き用の薄い板材を指す。

(5) 能代木山については、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』(興林会、一九三九年)、芳賀和樹「文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手―木山方吟味役小野崎又兵衛の調査・献策を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四六号、二〇一二年)、同「文化期秋田藩能代木山における林政改革の展開―林政執行体制の整備を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四七号、二〇一三年)などを参照。

(6) 秋田藩における森林資源利用の地域性と、それに基づく林政の多様性は、從來必ずしも重視されてこなかった。

(7) 秋田藩林政の歴史的展開については、月居忠熙『秋田藩林制正誌』(月居忠熙、一九〇五年)、服部希信『林業経済研究』(西ヶ原刊行会、一九四〇年、地球出版より一九六七年に復刊)、前掲岩崎『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、村井英夫・高橋秀夫「秋田の杉」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』三、東北地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)、前掲秋田県編『秋田県史』第二巻、近世編上、秋田県編『秋田県史』第三巻、近世編下(秋田県、一九六五年)、秋田県編『秋田県林業史』上巻(秋田県、一九七三年)などを参照。

(8) 番山繰とは、設定期間内において材木や小羽、薪炭などを安定供給するための森林経営計画で、いわゆる輪伐に相当する。さらに、番山繰は天然更新・人工更新によって伐跡地における森林資源の回復を図り、その計画を長期的にローテーションすることで森林資源の持続的利用を意図したものである。番山繰については、芳賀和樹・加藤衛「一九世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」(『林業経済研究』五八一～二〇一二年)一八～二〇頁を参照。

(9) 続く一九世紀には、森林資源の繁茂を目的とする画期的な林政改革が実施され、林政機構の整備や番山繰の修正、諸記録の編纂などが進められた。一九世紀の林政改革については、前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻一七五～二一九頁、田中郁穂「秋田藩における文化の林政改革の再検討―「御労」と山中労働者の実態の考察を中心に―」(『弘前大学國史研究』第一二三号、二〇〇七年)、脇野博「一九世紀の秋田藩林政と近代の秋田杉」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四五号、二〇一一年)、前掲芳賀・加藤「一九世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」一六～二〇頁などを参照。

- (10) 金森正也『藩政改革と地域社会―秋田藩の「寛政」と「天保」―』(清文堂出版、二〇一一年)。
- (11) 前掲岩崎『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』八五〜九〇頁。
- (12) 前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻一六五〜一七五頁。
- (13) 前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻一七五頁。
- (14) 奈良本辰也『改訂増補 近世封建社会史論(要書房、一九五二年、初版は高桐書院、一九四八年)六四〜八五頁。
- (15) 柴田次郎『秋田藩に於ける殖産興業と農民』(『秋大史学』四、一九五四年)。
- (16) 国安寛『秋田藩に於ける寛政殖産興業の実体―養蚕業の関喜内を通して―』(『歴史』九、一九五五年)。
- (17) 大山茂『秋田藩における幕末政治史の起点』(『秋大史学』八、一九五七年)、同「幕末秋田藩の経済政策―幕末政治史の基礎過程―」(『秋田近代史研究』六、一九五九年)。
- (18) 高橋秀夫「東北における寛政改革の問題―秋田藩寛政改革の研究史を中心に―」(『秋大史学』一一、一九六〇年)など。
- (19) 柴田裕「近世後期秋田藩における新田開発の展開をめぐって」(『秋田近代史研究』七、一九六〇年)。
- (20) 渡部紘一「秋田藩国産奨励政策に関する一考察―北沢沢目農村における養蚕取立を中心に―」(『秋田近代史研究』一五、一九七二年)、同「秋田藩における国産奨励政策の展開―藩制中後期養蚕取立を中心に―」(『秋大史学』三五、一九八九年)。
- (21) 金森正也「藩制後期給人統制法の考察」(『弘前大学國史研究』七二、一九八一年)、同「東北における藩国益策の展開と挫折」(北島政元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、一九八三年)、同「秋田藩『郡方』支配考」(『秋大史学』三〇・三一号、一九八四・八五年)、上記はいずれも同『秋田藩の政治と社会』(無明舎出版、一九九二年)収録。近年のものでは、同「北羽地域社会と殖産論」(長谷川成一監修、浪川健治・河西英通編『地域ネットワークと社会変容―創造される歴史像―』岩田書院、二〇〇八年)、前掲同『藩政改革と地域社会』(上記論文も加筆・改稿の上収録)。
- (22) 高橋務「秋田藩における寛政期郡奉行制について―その推移と特質―」(『秋大史学』三二、一九八五年)など。
- (23) 渡部拓「近世中後期における秋田藩の殖産政策について」(『秋大史学』五九、二〇一三年)。
- (24) 具体的な内容は、適宜註に記述した。
- (25) 以下、引用史料中の読点、並列点、丸数字、傍線、丸括弧内は引用者が付した。
- (26) 当該時期の凶作については、既に前掲秋田県編『秋田県史』第二巻、近世編上、長岐喜代次『小猿部物語』二、検地帳・飢饉の巻(長岐幸一、一九八二年)、同『佐竹物語』(武内印刷出版部、一九八五年)で検討されている。ここでは、限定された史料ではあるが、「老農置土産」と「老農見聞録」の内容を改めて検討しておきたい。
- (27) 「老農置土産」(秋田県公文書館蔵、史料番号…長八〇九、山田龍雄ほか編『日本農書全集』第一巻、農山漁村文化協会、一九七七年所収)。
- (28) 「老農見聞録」(秋田県公文書館蔵、史料番号…A六一―一三、今村義孝監修、田口勝一郎ほか編『新秋田叢書』一五、歴史図書社、一九七二年所収)。
- (29) 長崎七左衛門は、明和四年に「羽州秋田蝗除録」を著している。田口勝一郎「解題(農業心得記)」(佐藤常雄ほか編『日本農書全集』三六、地域農書一、農山漁村文化協会、一九九四年)。
- (30) 前掲金森「藩政改革と地域社会」一八〜二五頁。
- (31) 「文化年中木山方御改正之砌、山林取立之義申上候大旨」(「木山方以来寛」―一―所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)。
- (32) 正徳期と宝暦期の林政については、前掲秋田県編『秋田県史』第二巻、近世編上五〇一〜五二〇頁、前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻六三二〜六三六頁を参照。
- (33) 同じく後年に作成された史料ではあるが、「山林盛衰之大凡考」(「木山方以来寛」目録所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)には、①宝暦・明和期頃、平野屋久兵衛が一七〇貫目の運上を納めて、秋田郡仁別戸沢から舟板・帆柱・保太木・寸甫を伐出したこと、②宝暦期、藤琴村小八郎が一〇貫目の運上

を納めて、同郡新城小又沢から立木を伐出したこと、③宝曆期、盛岡藩の山師武川伊右衛門が一五貫文の運上を納めて、仙北郡稲沢山から立木約七万本を伐出したことなど、当該時期の運上徴収による抽出しの事例が記されている。なお、②の事例からは、町人だけではなく、百姓も運上を納入して抽出しの許可を得ていたことが知られる。

(34) 「町触控」安永五年申自正月同七年戊至十二月(秋田県公文書館蔵、史料番号・A三一七―五七―四、今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』上、未来社、一九七一年所収、史料番号・二二三、二二二など)によると、安永七年閏七月一日夜に久保田城の本丸が焼失している。したがって、当該時期には本丸再建のために、大量の材木が伐出されたことが推測される。なお、この「町触控」は、藩の政務を執り行った会所の記録掛が書き留めたもので「公的な性格」を有し、さらに収録されている触書は町方だけに限定されず、「広く領内支配に関する内容」を持つという(前掲今村・高橋編『秋田藩町触集』上、はじめに)。

(35) 前掲「老農置土産」。

(36) 史料番号・八六八、長岐文書「黒森澤その他徒伐取扱一件」(秋田県編『秋田県史』資料、近世編下、秋田県、一九六三年)二八〇頁。

(37) 前掲秋田県編『秋田県史』第二巻、近世編上二三四―三三五頁によると、佐竹氏は入部直後から、大館・檜山・角館・横手・湯沢・院内などの領内各地に一門一族や譜代重臣を配し、軍事的・政治的支配に当たさせた。彼らを所預と呼ぶ。所預は、自己の家臣とは別に、藩の旗本給人の一人をも自己の組下として指揮した。この組下衆は、所預の城館周囲に集住した。

(38) 「町触控」天明八年申自正月寛政元年酉至十二月(秋田県公文書館蔵、史料番号・A三一七―五七―一、前掲今村・高橋編『秋田藩町触集』上所収、史料番号・六四一)。

(39) この代官手代役の設置は、既に前掲高橋「秋田藩における寛政期郡奉行制について」一四一―一四二頁が指摘している。職務が代官「同様」と命じられており、代官手代役の新任は村落支配体制の再編としても重要であったと考えられる。所預に代官手代役の新任が通達されたのは、そのためであろう。

(40) この点については、既に前掲高橋「秋田藩における寛政期郡奉行制について」

て、「柳谷慶子「秋田藩後期の農村支配再編について―天明四年「新法」を中心にして」(『地方史研究』三三一―一、一九八三年)で紹介されている。

(41) 前掲金森「藩政改革と地域社会」九四頁によると、秋田藩には、親郷一村に對し、その下に周辺の数か村を寄郷として付属させる制度があった。この親郷・寄郷制は、同藩における村落社会構造と村落支配体制を解明するために重要と考えられるが、十分な研究蓄積がない。

(42) 村高は当高による。前掲金森「秋田藩の政治と社会」二二―四六頁によると、当高とは石高に免を乗じ、さらに六分の一〇を乗じた概高である。

(43) 「寛政元酉年、御代官手代被仰付候御被仰渡ヶ条」(『木山方以来覚』二―五所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)。

(44) 「伐尽」という文言は、必ずしも立木が皆無である状況を指すのではなく、あくまでその時点で利用可能な径級の立木が伐採されてしまったことを表現していると考えられる。前掲芳賀「文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手」四七―四八頁を参照。

(45) 時代は下るが、寛政六年の時点で「扱」ごとの親郷は複数であるのに対し、代官手代役は基本的に一人であるから(表1参照)、「親郷へ者手代役被居置候」という表現は、代官手代役が一定期間滞在することを指すと考えられる。

(46) なお、同史料によると、村々で杉苗や種などを希望する者がいれば藩が支給するという。

(47) 前掲渡部「近世中後期における秋田藩の殖産政策について」四九―五三頁。

(48) 「寛政年中、漆木取立被仰出御直書写」(前掲「木山方以来覚」一一―所収)。

(49) 前掲「寛政年中、漆木取立被仰出御直書写」。

(50) 前掲渡部「近世中後期における秋田藩の殖産政策について」五三頁。

(51) 「町触控」寛政四年子自正月至十二月(秋田県公文書館蔵、史料番号・A三一七―五七―一四、今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』中、未来社、一九七二年所収、史料番号・八〇七)。なお、産物方の設置は、既に前掲金森「東北における藩国益策の展開と挫折」、前掲渡部「秋田藩における国産奨励政策の展開」などで明らかにされている。

(52) 前掲金森「藩政改革と地域社会」一七〇―一七三頁によると、石川は安永九

年前後に秋田入りし、天明四年より御用紙漉御用を命じられ、その立場から国益を視野に入れた楮・養蚕の殖産を上申した人物である。

(53) 前掲「町触控」寛政四年子自正月至十二月(前掲今村・高橋編『秋田藩町触集』中所収、史料番号・八〇七)。

(54) 「町触控」寛政六年寅自正月同七年卯至十二月(秋田県公文書館蔵、史料番号・A三一七―五七―一六、前掲今村・高橋編『秋田藩町触集』中所収、史料番号・八九五)。

(55) なお、同史料によると、従来育成してきた林については、今後も木山方へ伺い出るよう命じられた。

(56) 前掲「町触控」寛政六年寅自正月同七年卯至十二月(前掲今村・高橋編『秋田藩町触集』中所収、史料番号・八九七)。

(57) 当該時期の「産物取立」が、その「余勢」で田地を維持させようとする意図から進められた点は、前掲金森「東北における藩国益策の展開と挫折」、前掲渡部「秋田藩における国産奨励政策の展開」などで指摘されているが、「山林取立」についてはほとんど言及されていない。

(58) 「義和公御政事略記 乾」(秋田県公文書館蔵、史料番号・AT三二二―一〇―一)。本史料は、郡奉行任命時の「御自筆」や学館建立の「御条目」など、佐竹義和が九代藩主であった期間の主要な布達などを収めたものである。こうした意味で本史料は二次的性格を有するが、貴重なものを含む点で史料的価値は高いと思われる。

(59) 「御用留書」(秋田県公文書館蔵、史料番号・県A―一三八)。この「御用留書」は、「郡奉行設置に関する諸法度および郡奉行を通じて領内に布達された諸法令を、寛政七年から同一一年にわたって、その属役である郡方吟味役が書写したものと推察されている(前掲金森「藩政改革と地域社会」七七頁)。

(60) 前掲金森「藩政改革と地域社会」二五〇―二五一頁。評定奉行兼帯で郡奉行が任命され、代官がその属役に命じられたことを、金森氏は「これまで現場担当者である代官の裁量に任せられていた農政業務を、一般行政の中核である評定奉行のもとに集約し、中央行政の強力な指導の下に置こうとしたもの」と評価している。示唆に富む見解である。

(61) 前掲金森「藩政改革と地域社会」八五―八七頁。

(62) 前掲金森「藩政改革と地域社会」九七―一二三頁。

(63) 「同断(寛政七卯年郡奉行被立置候)之節、御財用奉行より木山取扱之義御伺濟口被仰渡」(木山方以来覚追加)一一九所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)に「御直山之分者是迄之通木山方取扱ニ被仰付候」とあることから、当該時期に藩営林の一種である御直山を財用奉行が管掌していたことがわかる。また、前掲金森「藩政改革と地域社会」二五一―二五二頁によると、寛政元年九月から御新方と能代木山方は財用奉行が担当しており、当該時期には御新方の支配山と能代木山が財用奉行支配下にあったことが窺われる。なお、当該時期における銅山掛山の管轄は不詳であるが、少なくとも郡奉行に移管されたのは寛政一年である(後述)。

(64) ただし、前掲「同断(寛政七卯年郡奉行被立置候)之節、御財用奉行より木山取扱之義御伺濟口被仰渡」によると、村持ち林や百姓持ち林であっても、青木については木山方の指示を受けたようである。

(65) 「寛政七卯年郡奉行被立置候節、林取立役へ被仰渡」(前掲「木山方以来覚追加」一一八所収)。

(66) この点は、前掲高橋「秋田藩における寛政期郡奉行制について」が既に指摘しているが、その意義には言及していない。

(67) ただし、表1と表2を比較すると、代官手代役を勤めていた郡名と林取立役として担当することになった郡名が一致する者は、永井(山本郡)・信太(秋田郡)・高畑(仙北郡)・御代(平鹿郡)の四人のみである。したがって、活用できた実務経験の内容には、質的な相違と限界もあったと思われる。

(68) 「町触控」寛政八年辰自正月同九年巳至九月(秋田県公文書館蔵、史料番号・A三一七―五七―一七、前掲今村・高橋編『秋田藩町触集』中所収、史料番号・一〇六一)。

(69) 産物方(役所)の廃止は、既に前掲金森「東北における藩国益策の展開と挫折」などで指摘されている。

(70) 前掲岩崎「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」八五―八六頁。

(71) 「郡奉行へ山林取扱悉皆被相任候砌、林役へ心得形申渡之事」(前掲「木山方

以来覚追加」一一二所収)。

(72) 前掲「郡奉行へ山林取担悉皆被相任候砌、林役へ心得形申渡之事」、前掲岩崎『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』八五〜八六頁。

(73) 「銅山木山之儀、郡方江被任置候ニ付、御用番江被仰上候御扣之事」(「銅山木山方以来覚」七一一所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)。

(74) 前掲「文化年中木山方御改正之砌、山林取立之義申上候大旨」。本史料は、作成者が文化期にはじまる林政改革を主導した木山方役人であるが、寛政期における林政の実態を示した史料は少ないため、検討する価値はあると考えられる。

(75) 「能代川上山番山繰難渋之訳并木山方組合同役被減候訳、能代一郷之御助成筋申上候事」(「木山方以来覚」六一一所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)。

(76) 「小野崎又兵衛、能代御材木方取調伺之事」(「能代木山方以来覚」一一二所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)。

(77) 前掲芳賀「文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手」四八頁を参照。

(78) 「木山方者御売方ニ無之訳申上候事」(「木山方以来覚追加」三一〇所収、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館所蔵)。

(79) 「自寛政至文化被仰渡覚書」(秋田県公文書館蔵、史料番号・AH三三二七―四五―二)。既に前掲高橋「秋田藩における寛政期郡奉行制について」一五一頁で指摘されている。

(80) 「町触控」享和三年亥自正月文化元年至子十二月(秋田県公文書館蔵、史料

番号・A三二七―五七―二〇、前掲今村・高橋編『秋田藩町触集』中所収、史料番号・一三〇四)。既に前掲高橋「秋田藩における寛政期郡奉行制について」一五四頁で指摘されている。

(81) 前掲岩崎『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』八九頁。

(82) 文化期にはじまる林政改革については、前掲芳賀・加藤「一九世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」一六〜二〇頁。

(83) 前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻一七八頁。

(84) 前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻一七七〜一七八頁。

(85) 「文化二丑年、山林御財用奉行担ニ被復置候砌被仰渡ケ条」(前掲「木山方以来覚」二一六所収)。

(86) 「文化年中漆并山林取立之義被仰出御直書写」(前掲「木山方以来覚」一一二所収)。

(87) 前掲「文化年中漆并山林取立之義被仰出御直書写」。

〔付記〕

本稿は、「第二回徳川林政史研究所公開講座in秋田」(二〇一三年一〇月二日)における報告内容の一部を再構成し、原稿化したものである。また、本稿の一部は秋田大学史学会近世近代史部会研究会(二〇一三年七月二八日)、東北近世史研究会(同年八月二四日)で口頭報告し、多数の御意見をいただいた。なお、史料の閲覧にあたっては、秋田県公文書館の方々に大変お世話になった。記して御礼申し上げます。